

提出書類及び提示書類	
<p>【項番 5 3、5 4】 公認会計士等の数、 2 級登録経理試験合格者の数</p>	<p>〈公認会計士〉 □公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面（写）</p> <p>〈税理士〉 □所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面（写）</p> <p>〈1 級及び 2 級建設業経理事務士〉 □合格年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面（写）または、登録経理講習受講年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面（写） ・経過措置として、1級及び2級建設業経理事務士について、平成28年度以前に一級登録経理試験に合格した者については、令和5年3月末までの間は登録経理講習の受講がなくとも合格を証明する書面（写）の提出で引き続き評価の対象となります。</p> <p>□【提示書類】 審査基準日時点の常勤性を確認する書類（別表参照） ・社会保険適用事業所は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（審査基準日を含む年度）に掲載があるかを確認し、最低賃金（時給）を確認します。被扶養者の場合は、常勤性は認められないため、加点の対象外となります。 ・社会保険適用除外の場合は、源泉徴収簿で審査基準日を含む月において時給が最低賃金を上回っていることを確認します。</p>
<p>【項番 5 5】 研究開発費</p>	<p>□注記書（様式 1 7 号の 2）の 2 期分を提出 ・会計監査法人の設置会社の場合</p>
<p>【項番 5 6】 建設機械の保有状況</p>	<p>□建設機械保有状況一覧表</p> <p>□売買契約書（写）又はリース契約書（写） ・項番 5 6 の作成上の注意を御確認ください。</p> <p>□移動式クレーンは移動式クレーン検査表（写）、大型ダンプは自動車検査証（写）、その他の建設機械は特定自主検査記録表（写）</p>
<p>【項番 5 7、5 8】 ISO 9 0 0 1 の登録、ISO 1 4 0 0 1 の登録</p>	<p>□ISO 9 0 0 1、ISO 1 4 0 0 1 の登録証（写）</p> <p>□付属書（写） ・審査基準日時点で有効であること。 ・活動内容に建設業が含まれていること。 ・認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加点対象としないものとする。</p>
<p>【項番 6 1】 CPD 単位の取得数</p>	<p>□CPD 単位を取得した技術者名簿（様式第 4 号） ・様式第 4 号に記載する技術職員は、「別紙二技術職員名簿」に記載の技術職員以外の者になります。</p> <p>□CPD 認定団体による CPD 取得単位証明書（実績証明書）（写） ・CPD 取得単位証明書については、審査基準日以前1年間の CPD 取得単位に係るもので、各 CPD 認定団体より発行されるものです。発行手続き等につきましては、各 CPD 認定団体に御確認ください。</p> <p>□様式第 4 号に記載した技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面（写）</p> <p>□【提示書類】 技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び 6 ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照）</p>
<p>【項番 6 2】 技能レベルの向上者数</p>	<p>□技能者名簿（様式第 5 号） ・様式第 5 号は、「別紙二技術職員名簿」に記載がある職員も該当がある場合は、記載してください。</p> <p>□能力評価（レベル判定）結果通知書（写）</p> <p>□工事施工台帳の作業員名簿等（写） ・申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿等に掲げる事項が記載された部分（審査基準日時点で稼働している工事現場に関するもの。該当の工事現場がない場合は、審査基準日直近の工事現場に関する作業員名簿等を提出。）</p> <p>□【提示書類】 様式第5号技能者名簿中のレベル向上の有無が○の者及び控除対象に○の者は、「技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び 6 ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照）」が必要。</p>

提出書類及び提示書類	
<p>【項番53、54】 公認会計士等の数、 2級登録経理試験合格者の数</p>	<p>〈公認会計士〉 <input type="checkbox"/> 公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面（写）</p> <p>〈税理士〉 <input type="checkbox"/> 所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面（写）</p> <p>〈1級及び2級建設業経理事務士〉 <input type="checkbox"/> 合格年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面（写）または、登録経理講習受講年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面（写） ・経過措置として、1級及び2級建設業経理事務士について、平成28年度以前に一級登録経理試験に合格した者については、令和5年3月末までの間は登録経理講習の受講がなくとも合格を証明する書面（写）の提出で引き続き評価の対象となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 【提示書類】 審査基準日時点の常勤性を確認する書類（別表参照） ・社会保険適用事業所は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（審査基準日を含む年度）に掲載があるかを確認し、最低賃金（時給）を確認します。被扶養者の場合は、常勤性は認められないため、加点の対象外となります。 ・社会保険適用除外の場合は、源泉徴収簿で審査基準日を含む月において時給が最低賃金を上回っていることを確認します。</p>
<p>【項番55】 研究開発費</p>	<p><input type="checkbox"/> 注記書（様式17号の2）の2期分を提出 ・会計監査法人の設置会社の場合</p>
<p>【項番56】 建設機械の保有状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 建設機械保有状況一覧表</p> <p><input type="checkbox"/> 売買契約書（写）又はリース契約書（写） ・項番56の作成上の注意を御確認ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 移動式クレーンは移動式クレーン検査表（写）、大型ダンプは自動車検査証（写）、その他の建設機械は特定自主検査記録表（写）</p>
<p>【項番57、58】 ISO9001の登録、ISO14001の登録</p>	<p><input type="checkbox"/> ISO9001、ISO14001の登録証（写）</p> <p><input type="checkbox"/> 付属書（写） ・審査基準日時点で有効であること。 ・活動内容に建設業が含まれていること。 ・認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加点対象としないものとする。</p>
<p>【項番61】 CPD単位の取得数</p>	<p><input type="checkbox"/> CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号） ・様式第4号に記載する技術職員は、「別紙二技術職員名簿」に記載の技術職員以外の者になります。</p> <p><input type="checkbox"/> CPD認定団体によるCPD取得単位証明書（実績証明書）（写） ・CPD取得単位証明書については、審査基準日以前1年間のCPD取得単位に係るもので、各CPD認定団体より発行されるものです。発行手続き等につきましては、各CPD認定団体に御確認ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 様式第4号に記載した技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面（写）</p> <p><input type="checkbox"/> 【提示書類】 技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照）</p>
<p>【項番62】 技能レベルの向上者数</p>	<p><input type="checkbox"/> 技能者名簿（様式第5号） ・様式第5号は、「別紙二技術職員名簿」に記載がある職員も該当がある場合は、記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 能力評価（レベル判定）結果通知書（写）又は建設キャリアアップシステムカード（カラー写） ・国で運用しているレベル判定システムがR3年6月16日より停止しているため、能力評価（レベル判定）結果通知書（写）が提出できない場合は、当面の間、建設キャリアアップシステムカードのカラーコピーを提出してください。 ※レベル2はブルー、レベル3はシルバー、レベル4はゴールド色のカード</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工台帳の作業員名簿等（写） ・申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿等に掲げる事項が記載された部分（審査基準日時点で稼働している工事現場に関するもの。該当の工事現場がない場合は、審査基準日直近の工事現場に関する作業員名簿等を提出。）</p> <p><input type="checkbox"/> 【提示書類】 様式第5号技能者名簿中のレベル向上の有無が○の者及び控除対象に○の者は、「技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照）」が必要。</p>